

**長野県告示第381号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回した。

令和7年9月1日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	撤回年月日
信越病院	上水内郡信濃町大字柏原380番地	令和7年9月1日

医療政策課

長野県告示第382号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和7年9月1日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
信越病院	上水内郡信濃町柏原2437番地	令和10年8月31日

医療政策課

長野県告示第383号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和7年9月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）に規定する入学審査料に係る納付事務

名称	事務所の所在地	指定年月日
ソニーペイメントサービス株式会社	東京都港区高輪1-3-13NBF高輪ビル6階	令和7年7月30日

高校教育課